愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1091 号 (諮問第 1748 号)

件名:履歴管理システムの利用について等の一部開示決定に関する件

1 開示請求

平成28年3月2日及び同年8月15日

2 原処分

平成28年8月26日及び同月30日(一部開示決定)

愛知県知事(以下「知事」という。)は、別表1の2欄に掲げる文書(以下「本件行政文書」という。)の一部開示決定において、別表2の1欄に掲げる部分を不開示とした。

3 審查請求

平成28年9月5日及び同月13日

4 諮問

令和5年5月31日

5 答申

令和6年1月30日

6 審査会の結論

知事が、本件行政文書の一部開示決定において、別表2の1欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号。以下「条例」という。)は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書のうち、別表1の1欄に掲げる請求1(以下「請求1」という。同欄に掲げる請求2も同様とする。)に係る対象行政文書は、人事課が平成27年度に履歴管理システムを利用する人事担当者に対して通知した文書であり、請求2に係る対象行政文書は、平成27年度の子育て支援課長の旅行命令一覧である。

(3) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、条例第7条第2号、第3号イ及び 第6号に該当しない旨を主張していることから、実施機関が不開示とした 別表2の1欄に掲げる部分が同表の2欄に掲げる規定に該当するか否かに ついて、以下検討する。

(4) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イから二までのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第2号該当性について、以下検討する。

イ 実施機関によれば、請求2で不開示とした職員の職員番号は、職員の 人事、給与、共済事務等に関する広範なデータを管理するため、職員ご とに付与される個人識別番号であり、共済組合員証の番号のほか、各種 業務システムにおいても使用されている情報であるとのことである。ま た、自宅がわかる部分には、職員の住所地のほか自宅発着に係る出発地 コード及び帰着地コードが記載されており、このうち自宅発着に係る出 発地コード及び帰着地コードは、総務省がウェブページ上に公開してい る市区町村コードと照合することが可能であることから、自宅がわかる 情報であるとのことである。

当審査会において検討したところ、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

また、これらの情報は、同号ただし書イ、ロ、ハ及び二のいずれにも 該当しない。

よって、これらの情報は、いずれも条例第7条第2号に該当する。

(5) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 条例第7条第3号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を 営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、 事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権 利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方に基づき、条例第7条第3号イ該当性について、以下検討する。

イ 実施機関によれば、本件行政文書のうち、請求2で不開示とした出発 地コード及び帰着地コードのうち公署発着に係るものは、システムを開 発した法人が独自に設けたものであり、その法人のノウハウに係る情報 であることから、法人の内部管理情報であって、公にすることにより当 該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると のことである。

当審査会において請求 2 に係る対象行政文書の不開示部分を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、出発地コード及び帰着地コードのうち公署発着に係るものは、法人の内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、この情報は、条例第7条第3号イに該当する。

(6) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公 共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよ う適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中 には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に 支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録さ れた行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第6号該当性について、以下検討する。

イ 実施機関によれば、本件行政文書のうち、請求1で不開示としたパス ワードは、履歴管理システムにログインするために必要な初期パスワー ドであり、この情報が公になると、県のネットワークへの不正な接続等 の危険性が高まり、愛知県の情報資産の管理に支障が生じるおそれがあ るとのことである。

当審査会において請求1に係る対象行政文書の不開示部分を見分した ところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、公にする ことにより、県が行う情報資産の管理事務の適正な遂行に支障を及ぼす おそれがあると認められる。

よって、この情報は、条例第7条第6号に該当する。

(7) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表1

| 1 請求 | 2 行政文書の名称 | 3 一部開示決定 | 4 審査請 |
|------------|--------------|------------------|---------|
| | | | 求年月日 |
| 請求1 | 平成 27 年度履歴管理 | 平成28年8月30日付 | 平成 28 年 |
| H26 年度 人事課 | システムの利用につい | け 28 子支第 601-2 号 | 9月5日 |
| から入手した文書 | て | | |
| 請求 2 | 旅行命令一覧(H27年 | 平成28年8月26日付 | 平成 28 年 |
| 課長の旅行命令簿 | 度 課長分) | け 28 子支第 577-3 号 | 9月13日 |
| H27 年度 | | | |

別表 2

| 1 開示しないこととした部 | | 2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定 | |
|---------------|-----------|------------------------|--|
| 分 | | を適用する理由 | |
| 請求1 | パスワード | 条例第7条第6号に該当 | |
| | | 県の機関が行う情報資産の管理事務であって、 | |
| | | 公にすることにより、当該事務の性質上、適正 | |
| | | な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため | |
| 請求2 | 職員の職員番号、自 | 条例第7条第2号に該当 | |
| | 宅がわかる部分 | 個人に関する情報であって、当該情報に含まれ | |
| | | る氏名、生年月日その他の記述等により特定の | |
| | | 個人を識別することができるもの又は特定の個 | |
| | | 人を識別することはできないが、公にすること | |
| | | により、なお個人の権利利益を害するおそれが | |
| | | あるため | |
| | 出発地・帰着地コー | 条例第7条第3号イに該当 | |
| | F | 法人の事業活動情報であって、公にすることに | |
| | | より、当該法人の権利、競争上の地位その他正 | |
| | | 当な利益を害するおそれがあるため | |